

和 指 第 2 1 号
令和 5 年 4 月 1 0 日
(2 0 2 3 年)

各介護保険施設・事業所 開設者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

令和5年度の新型コロナワクチン接種に関する周知について (通知)

各施設の皆様には、新型コロナウイルスへの感染拡大防止に取り組みながら、利用者の方々やその家族の生活の継続を守るために、日々業務にご尽力いただいておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナワクチン「令和5年春開始接種」が開始されることとなり、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する高齢者施設等の従事者の皆様も本接種の対象となりましたので情報提供させていただきます。

つきましては、本市保健所保健対策課から、別紙のとおり資料の提供（「令和5年度の新型コロナワクチン接種について」）がありましたので、送付いたします。各介護保険施設・事業所におかれましては、資料をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

【令和5年春開始接種】

1. 接種期間 令和5年5月8日～令和5年8月末
2. 申請受付開始日時 令和5年4月17日午前9時より開始
3. 申請方法

○電子申請の場合

- ・「令和5年度の新型コロナワクチン接種について」記載のQRコードから
- ・和歌山市ホームページ(ページ番号 1033802)から

○電話申請の場合

- ・和歌山市新型コロナワクチンコールセンター 電話番号 0120-375-567
(土日祝日含む午前9時から午後5時まで)

※電話申請は混雑が予想されます。24 時間対応で待ち時間のない電子申請をおすすめします。

<新型コロナワクチン接種に関する問合せ先>
和歌山市保健所 保健対策課 コロナワクチングループ
電話 073-488-7405
Eメール: info.vaccine@city.wakayama.lg.jp

<本通知に関する問合せ先>
和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319

令和 5 年度の新型コロナワクチン接種について

平素は、和歌山市の保健衛生行政に多大なご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナワクチン「令和 5 年春開始接種」が開始されることとなり、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する高齢者施設、障害者施設等の従事者の皆様も本接種の対象となりましたので情報提供させていただきます。

令和 5 年度の追加接種は、重症者を減らすことを第一の目的とし重症化リスクが高い方を対象としつつ、それ以外の全ての方に対しても接種の機会を確保する方向で検討がなされています。また、今後の追加接種は、トータル何回接種するという考え方ではなく、新型コロナの流行が見込まれる時期等を勘案し、一定の期間の間、それぞれの期間の対象者に 1 回接種を行うという考え方になります。

令和 5 年 春開始接種について

(1) 接種期間

令和 5 年 5 月 8 日～令和 5 年 8 月末

(2) 対象者

- ①重症化リスクの高い「65 歳以上の高齢者」及び「5 歳以上の基礎疾患等を有する者」
- ②重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者

(3) 使用するワクチン

オミクロン株対応 2 価ワクチン(ファイザー社及びモデルナ社)

何らかの理由で m-RNA ワクチンが接種できない方に対して、組換えタンパクワクチン(武田社/ノババックス)等も使用可能となります。

(4) 接種間隔

今回使用するワクチンの種類によって、次のとおり接種間隔をあける必要があります。

- ①オミクロン株対応 2 価ワクチン(ファイザー社、モデルナ社)の場合: 前回接種から 3 か月以上
- ②組換えタンパクワクチン(武田社/ノババックス)の場合: 前回接種から 6 か月以上

(5) 接種券

- ①65 歳以上の方に対する接種券

前回接種日から 3 か月以上経過している方の接種券は、令和 5 年 4 月下旬より自動的に発送します。(申請不要)

- ②基礎疾患を有する方、医療、高齢、障害者施設等の従事者の接種券(65 歳以上の方を除く)

接種券の発行申請が必要です。発行申請の受付は、令和 5 年 4 月 17 日(月)より開始します。
詳細は裏面をご確認ください。

令和 5 年 秋開始接種について(予定)*

*令和 5 年秋開始接種については、開始日やワクチン等について今後更なる検討がなされます。

(1) 接種期間

令和 5 年 9 月(具体的な開始日は未定)～令和 6 年 3 月 31 日

(2) 対象者

追加接種可能な全ての年齢の者(接種券の発行申請は不要となる見込みです。)

(3) 使用するワクチン

検討中

【問い合わせ先】 和歌山市保健所 保健対策課コロナワクチングループ 電話:073-488-7405

■高齢者施設、障害者施設等の従事者に対する 令和5年春開始接種の接種券発行申請について

対象者

- 重症化リスクが高い方(*)が集まる場所においてサービスを提供する
高齢者施設、障害者施設等の従事者(65歳以上の方は申請不要)
(*)重症化リスクが高い方とは、「65歳以上の方」および「基礎疾患等を有する方」です。

申請方法

和歌山市民のみ

お手元に
予防接種済証を
ご用意ください

65歳未満の高齢者施設・障害者施設等の従事者は、接種に対する努力義務の適用が除外されています。
基本的には、接種を希望する従事者が個別に申請を行ってください。(4月下旬に、個別に接種券の発行申請のご案内を送付します。)
施設等で接種対象者を取りまとめて申請することも可能ですが、接種券は個人あてに住民登録をしている住所にお送りします。

【申請受付開始日】

令和5年4月17日(月)午前9時より開始

【申請方法】

●電子申請(取りまとめ申請可)

・右のQRコードまたは
和歌山市ホームページ(ページ番号1033802)から



取りまとめて申請する場合は、1回の申請で最大10人まで入力が可能です。
それ以上の人数になる場合はお手数ですが複数回に分けて申請を行ってください。
※申請者数が50人を超えWEBでの申し込みが困難な場合、保健対策課コロナワクチングループへご相談ください。

●電話申請(個別申請のみ)

・和歌山市新型コロナワクチンコールセンター
電話番号 0120-375-567
(土日祝日含む午前9時から午後5時まで)

※電話申請は混雑が予想されます。24時間対応で待ち時間のない電子申請をおすすめします。

【接種券発送時期】

申請内容を確認した上で、**申請順に順次発送予定**

※申請内容の確認に通常1週間程度かかります。疑義があると、発送が遅れる場合があります。
※申請時に前回接種から3か月以上経過していない場合は、3か月经過後に送付します。
※**和歌山市に住民登録がない場合、発行できません。**住民登録をしている市町村へお問い合わせください。

■住所地外接種*について(*何らかの理由で住民票所在地の市町村と異なる市町村で接種を受けること)

和歌山市の高齢者施設・障害者施設等に勤務している場合は、他市町村に住民票がある場合でも和歌山市内で接種が可能です。また、住所地外接種届の提出も不要です。

■接種可能な医療機関について

接種は「和歌山市新型コロナワクチン接種協力医療機関」にてお願いします。
医療機関は、和歌山市ホームページ「広報ページ番号検索」に「1034778」と入力し検索してください。

■注意事項について

原則、接種券がお手元に届いていない状態で接種することはできません。
事前に接種日が決まっている場合は、2週間程度の余裕を持ち、早めに接種券の発行申請を行ってください。
もしくは、接種券がお手元に届いてから接種予約をしてください。